

第 3 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 1 5 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第3回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月15日(金) 午後2時から午後3時8分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	9番	星容子
10番	伊藤洋文	11番	三浦宏和
12番	柴田ますみ	13番	佐々木和昭
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員

8番	武藤真作	14番	加賀屋慎一
----	------	-----	-------

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第12号 農用地利用集積計画(令和5年度第12号計画)に関する件
- 第7 議案第13号 非農地証明申請に関する件
- 第8 議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件

7 事務局職員

参事	熊谷勝	副参事	伊藤弘
副参事	住谷真人	副参事	稲葉隆
主席主査	山本郷史	主席主査	勝田茂満
主査	鈴木百愛	主査	幸野善寿
主任	佐藤知弘		

8 書記

主任 越前屋麻希子

9 議事録署名委員

18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子
-----	-------	-----	-------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。 なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。8番武藤真作委員、14番加賀屋慎一委員でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、18番佐々木英久委員、19番佐藤きよ子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
13番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和5年度雄和地区生き生き農業専科」について、3番鈴木昇委員より報告をお願いします。</p>
3番鈴木昇委員	<p>【会務報告2の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告3の「令和5年度河辺地区生き生き農業専科」について、13番佐々木和昭委員より報告をお願いします。</p>
13番佐々木和昭委員	<p>【会務報告3の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告4の「令和5年度市町村農業委員会地区別農地利用最適</p>

議 長	<p>化活動報告会」と、会務報告5の「一般社団法人秋田県農業会議第95回常設審議委員会」について、私から報告します。</p> <p>【会務報告4・5の報告】</p> <p>次に、会務報告6の「第25回全国農業担い手サミット」について、9番星容子委員より報告をお願いします。</p>
9番星容子委員	<p>【会務報告6の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告7の「令和5年度南部・西部地区生き生き農業専科」について、6番相場堅一委員より報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>【会務報告7の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告8の「第19回女性の農業委員会活動シンポジウム」について、12番柴田ますみ委員より報告をお願いします。</p>
12番柴田ますみ委員	<p>【会務報告8の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告9の「令和5年度第4回農地利用最適化委員会」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (佐藤主任)	<p>【会務報告9の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告10の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告15の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (住谷副参事)	<p>【会務報告10から15までの報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。</p> <p>はじめに日程第4、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>議案書1ページの3件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、XXXXXXXXXX。譲渡人は、XXXXXXXXXX。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外在住であり、高齢化により当該地の財産処分を希望してい</p>

事務局 (鈴木主査)	<p>ることから、経営規模の拡大を考えていた譲受人と売買を行うこととなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は社員2名とも年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号2、3については、同じ譲渡人から同一世帯の世帯員へそれぞれ贈与となっているため一括して説明いたします。</p> <p>譲受人は■■■■、■■■■。譲渡人は、■■■■。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人からみて譲受人は、子および子の夫であり、この度、譲渡人が所有する農地の一部を贈与するものです。</p> <p>なお、申請地は、仮登記が設定されていることから農地法第3条で取り扱うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は同一世帯であり農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人の子は年間150日、子の夫は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます</p> <p>これら3件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、番号2、3については、今回、現地調査を行った熊谷裕幸推進委員から報告を受けた加賀屋慎一委員から特に問題なしと連絡を受けております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した鎌田一美推進委員から報告を受けた15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>15番鎌田です。鎌田一美推進委員から、現地を確認したところ何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議 長	次に、日程第5、議案第11号、農地法5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。議案書の2ページをご覧ください。番号1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は、資材置場や現場事務所等への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページから2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、借受人は、秋田市上下水道局下水道整備課より「古川雨水排水ポンプ場建設工事」を受注しましたが、工事の施工に伴い資材置場や現場事務所等が必要となったことから施工場所周辺で適地を探したものの見つからず、施工場所に隣接し資材や車両の移動が容易にできる当該地を選定し、一時転用しようとするものです。</p> <p>立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農用地区域外、農地区区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年3月31日まで。土地改良区等からの意見書は一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板、残土等を撤去・搬出することとしています。</p> <p>被害防除について、汚水は仮設トイレ、生活雑排水は溜舛、雨水は自然流下です。</p> <p>現地調査は、令和6年3月4日に行っております。 説明は以上です。</p>
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地調査を行った6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。3月4日に現地を確認しました。公共事業に伴う一時転用で何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長	次に日程第6、議案第12号、農用地利用集積計画（令和5年度第12号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)	はじめに、議案の取下げについてご説明いたします。 これから申し上げる利用権設定の案件について、借り手・貸し手双方から取下げ願いがありましたので、議案の削除をお願いします。 まず、議案書59ページ、番号79のうち上北手猿田■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の4筆です。 次に、同じく議案書59ページから61ページ、番号80の15筆すべてです。 次に、議案書63ページから64ページ、番号84のうち上北手猿田■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、同じく■■■■、■■■■の6筆です。 最後に、議案書64ページ、番号85の3筆すべてです。 以上4件、合計28筆の削除をお願いします。 これにより、合計欄が修正となります。 議案書74ページ最後の行の合計が95件に、計が471,129.28平方メートルに、田が431,805.28平方メートルに修正をお願いします。 それでは、所有権移転の6件について説明いたします。議案書は、4ページから8ページまでです。 番号1。受け手は■■■■。出し手は■■■■。 土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計6件のうち、売買が5件、贈与が1件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。 まず、農地中間管理事業以外の95件について、議案書は、9ページから74ページまでです。 番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。 次に、農地中間管理事業の9件について、議案書は、75ページから86ページまでです。 番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。 これら合計104件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和5年度第12号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いいたします。
3 番 鈴 木 昇 委 員	はい。
議 長	3 番 鈴 木 委 員、 だ う ぞ 。
3 番 鈴 木 昇 委 員	はい、3番鈴木です。ちょうど今税金の申告の時期であり、固定資産税などを整理しているところですが、農業委員会として、農地の固定資産税が減額となるような制度等について、要望する機会などはありませんか。 そのような機会がないと言われればそれまでですが、ここ最近の農地の賃料は0円や米30キロなどで、昔のように10,000円を超えるようなことはほとんどありません。

3番鈴木昇委員	固定資産税がもう少し安くなれば、貸し手にも借り手にも良いと思うので、会長が担当課へ要望する機会があればと思ったのですが、やはりないのでしょうか。 皆さんは税金の申告をされていて固定資産税が高いと思いませんか。
議長	お話はよくわかります。各地区で法人の代表を務めている皆さんから、法人経営上7,000円や8,000円の賃料は払えないとの声が聞こえてきます。 また、貸し手は、賃借料収入で、固定資産税を支払うことができなくなっています。なんとかしないといけないと思いますが、事務局から何かありますか。
事務局 (住谷副参事)	農地の固定資産税は、本来の額の×0.55倍で払っているのですが、そういう意味では通常より優遇されているはずですが、それを差し引いたとしても昨今の賃借料がかなり下がっているのは我々も感じています。
11番三浦宏和委員	10年以上契約した場合、最初の5年間は固定資産税免除という制度があったのでは。
3番鈴木昇委員	免除ではないので、こういう状況になってきたからもっと安くしてほしいと考えています。
議長	対処することは試みてみます。 それでは、他にありませんか。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第12号、農用地利用集積計画（令和5年度第12号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第13号、非農地証明申請に関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。議案書の87ページから88ページをご覧ください。番号1から番号6までございますが、同じ事由によることから一括して説明します。 申請人について、番号1は■■■■■、番号2は■■■■■、番号3は■■■■■、番号4は■■■■■、番号5は■■■■■、番号6は■■■■■。 土地の所在および面積について、番号1から番号2は雄和神ヶ村■■■■■ほか7筆、合計1,870平方メートル。 番号3から番号6は添川■■■■■ほか3筆、合計1,406平方メートル。

事務局 (勝田主席主査)	<p>事由について、番号1から番号6は「令和5年7月に発生した大雨による崩落被害により、農地に復元することが困難であるため」です。</p> <p>現地はすべて令和6年3月1日に確認しております。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の1ページから2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。申請地の状況から、番号1から番号6は「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1と番号2について、現地調査を行った1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
1番齊藤善彦委員	<p>1番齊藤です。令和6年3月1日に非農地証明申請説明資料に記載の4名で現地確認をしました。当該地は、説明のとおり令和5年7月の大雨で杉が倒れるなどしており、復元は困難であるため非農地と判断しても問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号3から番号6について、現地調査を行った18番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p>
18番佐々木英久委員	<p>18番佐々木です。こちらも大雨で崩落した場所で復元は困難な現状ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等のある方はお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p>はい。</p>
議長	<p>4番白岩委員、どうぞ。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。番号3から番号6についてですが、崩落によって地形が変わっていると思いますが、この場合、登記上の面積はどうなりますか。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>現状、登記面積とは異なっていると思いますが、現時点ではこのままと考えられます。今回の案件はいずれも、今後国で緊急復旧治山工事事業によって保安林として再整備されます。時期は不明ですが、今後、例えば分筆、合筆、地目や地積の更正があると考えられます。</p>
議長	<p>白岩委員、いかがですか。</p>
4番白岩勝委員	<p>ということは、まず非農地の証明ができればいいんですね。</p>

事務局 (勝田主席主査)	はい。緊急復旧治山工事事業では、その土地が非農地であることが要件となっていることから、非農地証明申請が提出されたものです。
議長	他にありませんか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、6件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第13号、非農地証明申請に関する件、6件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第8、議案第14号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件」を上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	それでは議案第14号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてご説明いたします。 本日お配りした議案書、89ページからご覧ください。 本改正案の案につきましては、2月16日開催の全体会において改正点を説明し、農業委員、推進委員の皆様に対しご意見等を募ったところ、どなたからもございませんでした。 これを踏まえ、会務報告でもご報告いたしましたとおり、本総会前に開催した最適化委員会において、改正案の案を、改正案として総会に上程することにご承諾いただきましたので、このとおり改正することについて、ご審議いただくものです。 なお、本指針については、変更があった場合には公表しなければならないと農業委員会法で定められておりますので、改正が決定された場合はホームページで公表いたします。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局より説明があったとおり、締切まで質問・意見等がなかったことから、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第14号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件を原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 (午後3時8分終了)